

# 秋田県LPガス価格高騰対策緊急支援事業費助成金申請等の手引き

(一社)秋田県LPガス協会  
令和5年7月6日

## I.はじめに

この手引きは、秋田県LPガス価格高騰対策緊急支援事業費助成金交付要領(以下、「交付要領」という)を補完するものです。

本助成金は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(電力・ガス・食品等価格高騰重点支援地方交付金)を財源とし、物価高騰の影響を受けている生活者支援が目的となっていることから、国及び県からは、助成金の適正な執行が求められており、また、不正行為は厳正に対処されることとなります。

交付要領を十分確認いただき、本助成金の申請及び交付を受ける際には、適正に行われますよう切にお願いいたします。

なお、本手引きは、事業開始後も適宜改訂を行うこととします。また、記載した内容を予告なく変更する場合がありますので、常に最新版を確認願います。

## II.助成金の概要と基本的な事項

### 1.対象となる事業期間

8月使用分から10月使用分のLPガス料金が対象。

但し、検針開始日が事業開始前であっても大多数の検針日が事業開始後であり、事業者が「8月分」の料金として請求する場合は、対象とします。

また、最終月の10月分についても、10月分の検針が一部11月にかかる場合も同様の考えとする。

### 2.LPガス料金とは

対象期間中に一般消費者等に請求すべき基本料金、及び従量料金が対象となります。

基本料金、従量料金と別に設備使用料を請求する場合は、LPガス価格の上昇とは関係がないため対象となりません。

質量販売では、充てん時や引き渡しは8月以降で10月末までであり、恒常的にご利用いただいている場合で、かつ期間中の料金として請求する場合に限り対象となります。

### 3.値引き対象となる一般消費者等とは

秋田県内の家庭・業務用消費者、LPガスが供給されているコミュニティーガス団地も対象となります。

但し、工場などの生産現場での高圧ガス保安法上の消費者、\*国及び地方公共団体は対象外となります。

なお、月間消費量が50<sup>m</sup>以上の一般消費者等は対象外となります。

\*施設設置者が国、地方公共団体であっても例えば公営住宅の入居者や施設の利用者が直接LPガス料金を負担する契約者であれば対象となります。

判断が難しい場合には、請求先がどなたか、支払者がどなたか判断願います。

また、地方公共団体が設置している団体、組合等は、協会までお問い合わせください。

対象となる消費者件数は、契約件数とします。

但し、一戸建ての契約者で1件の消費者に複数のガスメーターが設置されており、かつ、ガスメーター毎に

基本料金を頂いている場合は、当該ガスメーター数が上限となります。

業務用では、基本料金の設定がない例も多いため、テナントビル等で契約の相手方は、大家(テナント業者)であり、ガス料金は、販売事業者が入居者ごとに検針しているが大家にまとめて請求、大家が入居者にガス料金を請求し、まとめて販売事業者を支払っている場合は、以下の対応をお願いします。

ガス料金は、実質的に入居者が支払っていることから、使用者への負担軽減策として、販売事業者は大家に対し、ガスメーターごとに助成金による値引きを行って請求する。基本料金の設定がない場合は、従量料金の請求額から値引きする。この場合、販売事業者は入居者ごとに検針し、テナント業者はこの検針に基づき入居者に請求を行っていること、また、助成事業を活用する際には、契約者である大家が、入居者に請求する際に販売事業者の検針票(写し等)を添付するか示すことにより県の支援(助成金)で値引きされていることを明確に通知すること。

また、契約は 1 件でも、支店、営業所など物件ごとに供給設備が設置されている場合、検針等上記の対応を行っている場合も対象と考えて頂いて結構です。いずれの場合も交付申請時等にはこれらの対象が分かる一覧を添付してください。これ以外は、契約者の事業に伴うガス使用として 1 件の値引き対象となります。

#### 4. 値引き額

一般消費者等 1 契約(1 世帯)につき 1 ヶ月あたり上限 1,000 円、対象期間合計で上限 3,000 円の値引きによる支援となります。

請求額が 1,000 円未満の場合の値引き額は、その請求額となります。

#### 5. 販売事業者への交付額

上記 4. の一般消費者等への請求額から 1 ヶ月あたり上限 1,000 円値引き/件を行う原資として、1 件につき上限 1,000 円の交付となります。

販売事業者での助成金受け入れと消費税の取扱いは、説明会用資料で説明します。

### Ⅲ. 申請手続き

#### 1. 「秋田県 LP ガス価格高騰対策緊急支援事業費助成金交付申請書」の提出

助成金の活用により一般消費者等の LP ガス価格低減を行う販売事業者は、交付要領第 5 条により、様式 1 の「秋田県 LP ガス価格高騰対策緊急支援事業費助成金交付申請書」を協会に提出願います。

(1) 提出期限 令和 5 年 7 月 28 日(金)

(2) 提出方法 協会への持参、郵送、電子メールへの添付

\* 郵送の場合は、28 日の消印有効です。投函、又は持参が間に合わない場合には、期限までにファックスにて送信いただき、後日、速やかに提出願います。

\* 申請者は、「販売事業所」として提出してください。

\* 申請書に印鑑は不要です。

#### (3) 値引き対象となる一般消費者等の件数

申請時の件数を記載ください。件数の定義は基本事項の 3 のとおりです。

申請時の件数は、実績報告書(様式 6)で確定しますので、申請後に件数の増減が生じても結構です。まずは、期限内に申請願います。

但し、大幅に増減する恐れがある場合には、計画変更申請書(様式 3)の提出をお願いします。

(「大幅」とは、申請時の件数によって異なりますので、協会まで問い合わせ願います。)

#### (4)概算払いの希望の有無

「概算払い」とは、値引き処理することにより経営収支上支障来す恐れがある場合、事業完了時に交付される助成金の前払いをいう、「有」にて申請頂くと(3)の対象件数により概算払い額が決まり、8月末から9月上旬には、指定された振込先に支払いします。

#### (5)添付書類

- (1)申請件数の根拠として、一般消費者等の氏名、企業・団体名が識別できる一覧表を添付してください。
  - \* 提出される場合、一覧表の一般消費者等の氏名、企業・団体名は、番号に置き換えたり、空白でも結構です、また住所は、市町村名までで結構です。後日の閲覧の際、照合できるよう、氏名等を記載した原本は、以下(2)と同様に保管願います。
  - \* 提出される場合は、一覧表紛失や盗難を避けるため、できるだけ協会まで持参願います。
  - \* 申請時に提出用の一覧表の作成が間に合わない場合には、Ⅳの実績報告の提出時でも結構です。
- (2)提出が困難な場合は、交付要領第8条の定めにより協会が行う申請時、又は完了時の閲覧に応じることを条件とします。
  - \* 提出が困難な場合とは、社内規定により個人情報目的外利用ができない、件数が多大で紙媒体の提出が困難等、具体的に説明願います。
  - \* 提出できない場合には、申請時の一般消費者等の氏名、企業・団体名の一覧等資料を区分して保管してください。

### Ⅳ. 事業の実施と報告書の提出、請求手続き

#### 1. 「秋田県 LP ガス価格高騰対策緊急支援事業費助成金交付決定通知書」の送付

Ⅲの交付申請書を提出された事業所には、協会から交付決定通知書(様式 2)を送付、又は電子メールに添付して送信します。値引き後の請求業務は、原則として交付決定通知書の受領後に開始してください。

#### 2. 「秋田県 LP ガス価格高騰対策緊急支援事業費助成金実施報告書」の提出

助成金対象期間内の各月毎の値引き処理業務が終了都度、月次実施報告書(様式 5)に実績(実施)集計表(別紙 1)を添付して協会に提出願います。

又、全ての値引き処理業務が完了したなら速やかに実績報告書(様式 6)に実績集計表(別紙 1)を添付して協会に提出願います。最終期限は、12月末です。

値引き対象となった一般消費者等の件数の根拠として、一般消費者等の氏名、企業・団体名が識別できる一覧表、請求書の写し、または請求額の一覧表も添付してください。

又、一覧表等は、助成事業の経費に関する帳簿及び全ての証拠書類とともに助成事業の完了の日の属する年度の終了後5年間(令和10年度まで)保管し、以下の協会、または県、国等からの閲覧に供せるよう保管してください。

\* 提出される場合は、紛失や盗難を避けるため、できるだけ協会まで持参願います。

提出が困難な場合は、交付要領第8条の定めにより協会の閲覧に応じることを条件とします。

\* 提出が困難な場合とは、社内規定により個人情報目的外利用ができない、件数が多大で紙媒体での提出が困難等、具体的に説明願います。

\* 提出できない場合には、申請時の一般消費者等の氏名、企業・団体名の一覧等資料を他の資料と区分して保管ください。

#### 3. 「秋田県 LP ガス価格高騰対策緊急支援事業費助成金額確定通知書」の送付

上記2の実績報告書を提出されましたら、協会から助成金額確定通知書(様式 8)を送付、又は電子メールに添付して送信します。

#### 4. 「秋田県 LP ガス価格高騰対策緊急支援事業費助成金請求書」の提出

上記3の助成金額確定通知書が届きましたら、金額を確認され助成金請求書(様式 10)を協会まで提出願います。

#### 5. 助成金の支払い

上記4. の請求に基づき、協会から指定された口座に振り込みます。

### V. 概算払いについて

販売事業者の一般消費者等への値引き額の立替負担の軽減のため、実施、実績報告の前に概算払いの請求と支払いを受けることができます。

#### 1. 「秋田県 LP ガス価格高騰対策緊急支援事業費助成金交付申請書」による支払い

助成事業開始時から概算払いを希望する販売事業者は、交付要領第5条による交付申請書(様式 1)の「2. 概算払い希望の有無」欄で「有」で提出することにより、協会が概算払い額を決定し、販売事業者に概算払い額を通知してから指定された口座に振り込みます。

次回、対象期間途中における概算払いについては、概算払請求書(様式 9)を協会に提出することにより、概算払いを受けることができます。

#### 2. 概算払い額を決定する場合、次のとおりとします。

\* 交付申請時に提出いただいた「値引き対象件数」を基準とする。

(「値引き対象件数」×3ヶ月×1000円×50%)にて算出した額とする。

又、2回目の概算払い請求の場合は、50% ⇒ 20% として算出します。

#### 3. 概算払い額、助成金額との精算について

値引き処理業務が完了して、速やかに報告いただく実績報告により助成金額を確定し、概算払い金額との精算処理後、助成金額確定通知書(様式 8)を送付、若しくは電子メールに添付して送信します。

### VI. 協力金について

「秋田県 LP ガス価格高騰対策緊急支援事業費助成金交付要領」に基づく一般消費者等への値引き処理業務に参加、協力頂いた販売事業者が事業遂行にあたり必要経費等への補填するためのものとする。

協力金の算定は、以下のとおりとします。

一般消費者等件数(業務用含む) (単位:件)	協力金額(単位:円)
1,000 未満	50,000
1,000 以上 3,000 未満	150,000
3,000 以上 5,000 未満	250,000
5,000 以上、以降 2000 増すごとに上乗せ	100,000

交付要領第 5 条による交付申請書(様式 1)に記載された一般消費者等件数、及び実施報告書で提出された一般消費者等件数を前頁の表にあてはめて額を確定します。

確定された額については「協力金額確定通知書」を協会より発送、若しくは電子メールに添付して送信します。

確定、及び支払いについては、9月中旬から10月初旬に指定された口座に振り込みします。

**VII. 検針、請求、料金受領時等の記載について**

8月ガス使用分検針票、又は請求書、WEB明細や領収書等の余白に「秋田県の支援により〇月分のガス料金から1,000円を上限として値引きしています。」若しくは「県の支援により1,000円減額してます。」と必ず記載してください。